

令和6年度はたけまるごと活用産地形成事業

地域農業を牽引する生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが、規格外品の利活用、廃棄ロス削減及び流通の効率化等により、収穫物を最大限に活用して収益性の高い露地園芸産地を形成する取組を支援します。

補助内容

体制整備費【ハード事業】

補助率：1/2 以内

補助上限：3,000 万円以内

補助対象：産地計画に基づき各構成員が施設・機械を整備・導入するための経費

※補助上限はグループ当たりです。また、予算の都合上、満額補助できない場合があります。

申請期間等

事業への応募には、グループ全体で作成した「はたけまるごと活用産地形成計画」（以下、「産地計画」という。）が認定されている必要があります。産地計画の募集期間等は以下のとおりです。

【募集期間】

令和6年4月12日（金）～4月26日（金）

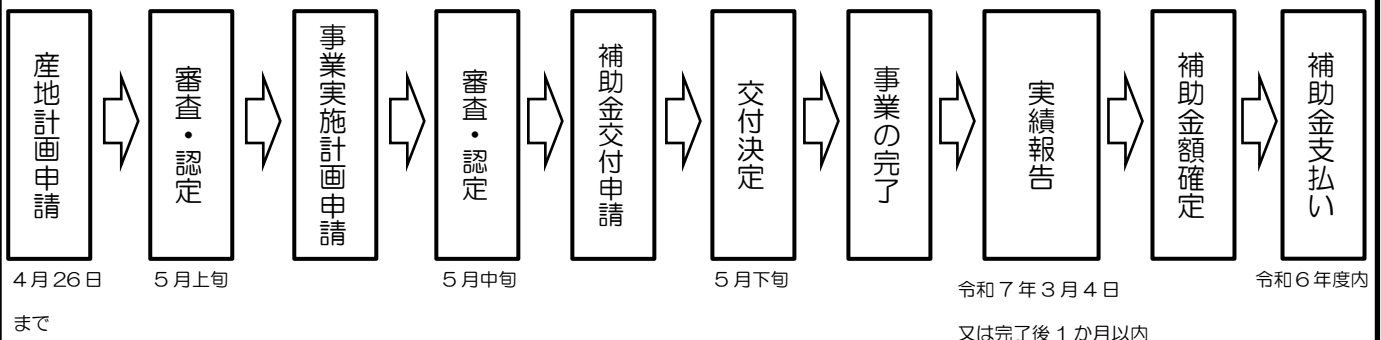
【提出先】

県園芸推進課 流通ビジネス班

※詳細については、募集案内を御覧ください。

※予算に残額がある場合は、令和6年5月から毎月第3金曜日を期限として再募集を行い、予算額に達した時点で締め切ります（募集状況はHPに掲載）。

補助金交付までの主な流れとスケジュール



事業内容の詳細については、「はたけまるごと産地形成事業実施要領」及び「はたけまるごと産地形成事業費補助金交付要綱」を参照願います。また、申請に当たって必要となる様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

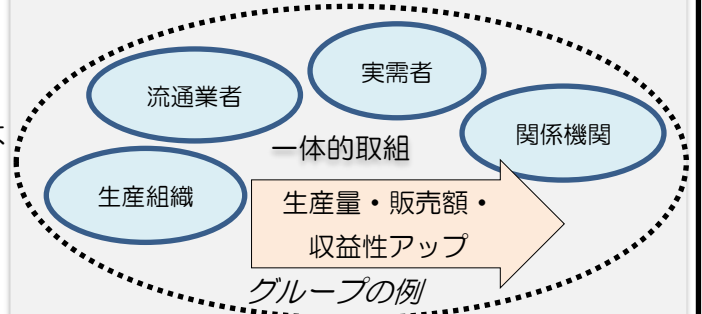
園芸推進課流通ビジネス班（TEL 022-211-2337 E-mail: engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp）

ホームページ：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/marugoto.html

産地計画の策定主体

計画を策定するグループは、以下①～③に該当する者を全て含む必要があります。

- ①生産組織（生産部会、農業法人等）
- ②小売、食品製造業者等の実需者、市場、卸売業者等の流通に関わる事業者
- ③関係機関（県、農業協同組合、市町村等）



産地計画とは

収益向上と生産販売の拡大を目指すグループ全体の取組と、構成員による施設、機械等の整備計画等について、最長2か年分記載するものです。

※グループ及び産地計画の要件については、「はたけまるごと活用産地計画の認定等に関する取扱要領」を参照願います。